

第8章

ロシア

内国民待遇

廃車税の導入

ロシア政府は、2012年9月、WTO加盟(2012年8月22日)に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自動車に対する廃車税(リサイクル税)を導入、2013年10月に廃車税の改正法を採択し、2014年1月1日付で施行された。改正法の下では、①ロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度、③免税要件であるローカルコンテンツ要求が廃止され、内外差別的要素は基本的に是正された。他方、輸入中古車とロシア国産車との間で税率が大きく異なり、また、ロシア中古車には、新車の際に廃車税が課されていれば中古車として販売される場合に追加的な廃車税は課せられない点は、依然是正されていない。中古車に対する高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古車を輸入している場合等には、当該国に対する事実上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反の疑いが生じる可能性がある。我が国としては引き続き、改正法及び関連の実施規則の施行・運用状況を注視し、必要に応じてWTO協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

詳細は2017年版不公正貿易報告書149-150頁参照

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は7.1%であるが、家具(最高17.5%)、乗用車(最高15%)、衣料品(最高15%)、玩具(最高15%)、ゴム製品(最高15%)等の高関税品目が存在する。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2018年の平均実行税率は6.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク(第Ⅱ部第5章1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014年5月に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国はユーラシア経済共同体宣言(the Declaration of the Eurasian Economic Integration)に合意し、ユーラシア経済同盟協定(Treaty of the Eurasian Economic Union)を締結した。その後、2014年12月30日にはアルメニアが、2015年5月21日にはキルギスがそれぞれ加盟し、5カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟(EEU; Eurasian Economic Union)の対外共通関税はロシアの譲許税率が基準とされているため、EEU加盟に伴い譲許税率が引き上がる品目について、GATT第28条の補償交渉が行われている。2018年1月1日にユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ロシア政府は、2007 年 2 月、前年 12 月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007 年 7 月にそれまで 6.5%であった輸出税率が 20%に、2008 年 4 月に 25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約 33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は 25%（又は 15 ユーロ/ m3 のいずれか高い額）で据え置かれた。

2012 年 8 月ロシアが WTO に加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、輸出割当枠が設定された。たとえば、枠内では、ヨーロッパアカマツについては 15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては 13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を 80%（ただし 55.2 ユーロ/m3 を下まわらない）に引き上

げられた。

一方で、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は 25%で維持されていたが、2017 年 12 月にロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400 万 m3 の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を 6.5%に引き下げる一方、枠外の輸出税を 2019 年に降段階的に引き上げる（2019 年は 40%、2020 年は 60%、2021 年は 80%）ことを決定した。

また、2019 年 10 月より枠内の輸出税を 13%に引き上げた。

<懸念点>

輸出枠内の丸太輸出については輸出税が引き下げられたが、枠外の輸出についてはロシアが独自に決定した税率に大幅に引き上げられ（エゾマツ、トドマツ、カラマツについては 2021 年には 80%まで引き上げる予定）、実質的な輸出禁止措置に近い効果を持っている。また、我が国への丸太輸出の多くを占めるエゾマツ、トドマツ、カラマツについて、輸出枠内の税率の適用には、加工木材の輸出額が総輸出額に占める割合が一定以上（2018 年 20%、2019 年 25%、2020 年 30%、2021 年 35%に段階的に引き上げられる）の企業であることが必要とされているが、輸出枠が公平・公正な配分がなされているかについて注視しつつ、必要に応じてマルチ、バイなどの場を通じて改善をはたらきかけていく。

第9章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア (BC) 州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会 (TEAC) の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。一方、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会 (FTEAC) の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている (先住民居留地等一部の地域を除く)。また、州有林から産出される丸太の輸出には樹種や等級に応じた「州内加工代替税」 (輸出税に相当) が課せられている。2013 年からは、州有林沿岸部から産出される丸太についてさらに当該税率 (5~15%) に輸出価格と国内価格の価格差をもとに算出した係数 (2020 年第 1 四半期は 1.1) を乗じた額が賦課されている。2019 年 7 月からは、州有林沿岸部から産出される丸太の一部に対し州内加工代替税の算定方法が改正され、国内価格の 10~50% または 1 カナダドル/m³ となった。2019 年 12 月 15 日以降は、国内価格の 10~35% または 1

カナダドル/m³ となっている。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 第 11 条第 1 項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府は GATT 第 24 条 12 項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

<最近の動き>

TPP 協定において、日加両政府は林産物貿易に関する公文 (サイドレター) を交換した。この中で、カナダ政府は、カナダ関係法令に定める手続きに従った対日丸太輸出申請を受けた場合には許可証を発給することが規定されている (TPP 協定の日本及びカナダについての効力発生の日 (2018 年 12 月 30 日) に発効)。

関 税

関税構造

* 本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

現行のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.1%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、靴（最高18.2%）、衣類（最高18%）、パラシュート（最高15.7%）、鉄道関連製品（最高11.3%）、刃物製品（最高11.3%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.6%となっている。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始、2019年7月時点では約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。カナダについては、2016年7月から関税撤廃を開始した。例えば、カナダが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド（12%）、スタティックコンバーター（11.3%）、スタティックコンバーターの部分品（9.7%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019年7月までに完全に撤廃された。

一鋼管、熱延鋼板、カラー鋼板、ステンレス鋼線、線材）に対し、各品目が過去3年（2015－2017）の平均輸入実績を上回った場合に、25%の追加関税を賦課する暫定措置を発動。2019年5月、カナダ政府は、厚板とステンレス鋼線の2品目について、輸入量の絶対的又は相対的增加及び国内産業への重大な損害を与える恐れが認められたとして、セーフガード措置の導入を決定。2019年5月13日から2021年10月24日まで、関税割当（無税枠）超過分につき追加関税を課すセーフガード措置を導入。3段階に分けた漸減税率を採用しており、厚板は20%（2019/5/13-2020/5/12）→15%（2020/5/13-2021/5/12）→10%（2021/5/13-10/24）、ステンレス鋼線は25%（2019/5/13-2020/5/12）→15%（2020/5/13-2021/5/12）→5%（2021/5/13-10/24）。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がSGの発動要件とされていること（GATT第19条1(a)）との整合性に懸念がある。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会等で懸念を表明。今後、対象産品のアジア等への流入や、カナダへの駆け込み輸入による関税割当早期消化のリスクを注視し、カナダ政府に対して必要に応じた働きかけを行う。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

＜措置の概要＞

カナダ財務省は2018年10月11日に鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード調査を開始し、同年10月25日、鉄鋼製品7品目（厚板、鉄筋棒鋼、エネルギー